浄化槽法が改正されました

浄化槽法の一部を改正する法律が、平成17年5月20日に公布され、
平成18年2月1日から施行されました。

浄化槽の目的に「公共用水域等の水質保全」が明示されました

公共用水域等の水質の保全等の観点から、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図ることが目的に明示され、生活排水処理施設としての浄化槽の役割が認められ、下水道と同等の処理性能を有する恒久施設として法律により位置付けされました。

《第1条》

浄化槽からの放流水の水質基準が創設されました

浄化槽からの放流水の水質を担保するため、新たに水質基準を定めることとし、放流水のBOD値（生物化学的酸素要求量）が20mg／ℓ以下（除去率90％以上）と規定されました。

《第4条第1項》

法定検査に関する指導監督が強化されました

知事（市町村長）は、浄化槽管理者が浄化槽の水質検査を受けていないと認める場合において、検査を受けるべき旨の勧告をし、またその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるようになりました。命令に違反すると30万円以下の過料に処せられる場合もあります。

《第7条の2、 第12条の2、第66条の2》

浄化槽の廃止届けが義務化されました

浄化槽を廃止したときは、その日から30日以内に知事に届出をしなければならなくなりました。届出をしない場合や、虚偽の届出をした場合には5万円以下の過料に処せられることとなりました。

《第11条の2、第68条》

北海道環境生活部環境局循環型社会推進課廃棄物指導グループ　011-204-5198